

白馬村景観形成重点地域指導基準

1. 建築物等の新築・増築・移転または外観の変更

(単位：％、m)

位置 規模		地域区分	建ぺ率	容積率	高さ制限	仰角	隣地後退距離	道路後退距離	摘 要	
	都市	特別商業系	60	200	18	56°	1.0	2.0	八方地区景観形成住民協定区域内	
		商業系				45°	1.0	2.0	上記以外の八方・八方口・白馬町	
		準商業系				51° 45°	1.0	2.0	上記と別荘地以外の行政区	
	沿道	沿道				27°	3.0	5.0	集落を形成しない国県道・オリンピック道路・山麓線沿い	
	田園	住居系				34°	3.0	3.0	農振農用地	
		田園系				20°	3.0	5.0	上記と別荘地以外の地域	
		自然保護協定地ほか				協定書記載事項による。			45°	3.0
	意匠 形態	北アルプス山麓の自然と地域文化に根ざした質の高いデザインを演出する。								
		勾配屋根の形状か、それに基づくデザインとする。ただし、片流れは極力避ける。 勾配は背景のスカイラインや周囲の建築物にできるだけ調和させる。								
屋上設備は外部から見えないように屋根形状又は壁等で覆う。										
附帯広告物－屋上には看板等を設けない。建築物、工作物の壁面への看板又は塗料広告物は避けること。										
材料	自然と調和した暖かさを演出するため、外壁、軒裏、てすり等に自然系の素材、もしくは色彩をできるだけ用いる。									
色彩	白馬村まちづくり環境色彩計画による。 別冊「もてなしのしつらえ（建築外装色彩指針）」参照									
その他	敷地内は、可能な限り樹木等で緑化する。また、既存樹木もできるだけ残す。 道路後退距離については、国道148号及び県道白馬岳線の融雪歩道部分はこの限りではない。 隣地後退距離については、隣地の承諾があればこの限りではない。									

※準商業系の仰角は、D＝6m以上の場合は45°とする。

※隣地後退距離及び道路後退距離は壁面からとする。但し、メルヴェールの隣地後退距離については軒先からとする。